

秋田県農林水産部

水産漁港課関係補助金等交付要綱

令和 6 年度

秋田県農林水産部水産漁港課

## 目 次

秋田県農林水産部水産漁港課関係補助金等交付要綱 . . . . . 1～4

別表第 1	水産漁港課関係補助金等の種類等	5～9
別表第 2	軽微な変更	10
別表第 3	概算払（前金払）する補助金等	11～12
別表第 4	手続の一部を省略できる補助金	13
別表第 5	交付決定前着工又は着手できる補助金等の種類	14
様式第 1 号	補助金等交付申請書	15
様式第 2 号	収支予算書	16
様式第 3 号	補助金等交付決定通知書	17
様式第 4 号	着手(完了)届	18
様式第 4 の 2 号	交付決定前着(手)工届	19
様式第 5 号	変更承認申請書	20
様式第 6 号	補助事業等実施状況報告書	21
様式第 7 号	補助金等変更交付決定通知書	22
様式第 8 号	補助事業等遂行状況報告書	23
様式第 9 号	補助金等概算払（前金払）申請書	24
様式第 10 号	補助事業等実績報告書	25
様式第 11 号	収支精算書	26
様式第 12 号	請求書	27
様式第 13 号	補助金等確定通知書	28
様式第 14 号	補助事業で取得した施設等の増改築届出書	29
様式第 15 号	取得財産目的外処分承認申請書	30

# 秋田県農林水産部水産漁港課関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第9章第2節の規定に基づき、令和6年度の秋田県農林水産部水産漁港課関係補助金等交付要綱を次のように定める。

## （補助金等交付対象事業等）

第1条 秋田県農林水産部水産漁港課関係補助金、負担金、交付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、補助事業者、申請書の提出期限、並びに提出先及び経由機関等は、別表第1に定めるとおりとする。

## （交付の申請）

第2条 財務規則第247条に規定する補助金等の交付申請は、補助金等交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書 （別に定める）
- (2) 収支予算書 （様式第2号）
- (3) その他知事が必要とし提出を求める書類

3 事業実施主体が消費税法第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される団体に該当する場合であって、補助金の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額があるときには、これを減額して申請するものとする。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

## （交付の条件等）

第3条 財務規則第249条に規定する「交付の目的を達成するために必要な条件」は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 補助金等を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業等に要する経費の配分を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。
  - イ 補助事業等の内容を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）するとき。
  - ウ 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して、5カ年間保管し

なければならない。また、補助事業で取得した財産の処分期限期間内においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従つて、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 補助事業等で取得した財産等について、事業計画と異なる形態での使用や貸し付け等の財産処分を行う場合は、知事に協議すること。

(7) 財務規則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 第1項(6)の規定により知事に協議するときは、その理由書（任意様式）によるものとする。

3 国庫補助事業にあっては、第1項(2)の規定による知事の承認は、同事業の趣旨に沿って行うものとする。

（決定の通知）

第4条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（着手（完了）届）

第5条 補助事業者は、当該事業に着手又は完了したときは、遅滞なく着手（完了）届（様式第4号）を提出するものとする。

ただし、別表第5に掲げる補助事業について、事業の効果的な実施を図るうえで、緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要があり、当該事業について事業の内容が的確である場合には、事業実施主体は、あらかじめ知事に適正な指導を受けて、その理由を明記した交付決定前着手届又は交付決定前着工届（様式第4の2号）を提出したのちに着工するものとする。

（事業計画内容の変更等の承認申請）

第6条 第3条第1項(2)ア、イの規定による承認の申請は、変更承認申請書（様式第5号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業変更実施計画書（別に定める）

(2) 収支予算書（様式第2号）

(3) その他知事が必要とし提出を求める書類

3 第3条第1項(2)ウの規定による中止、又は廃止の申請は、変更承認申請書（様式第5号）によるものとする。

4 第3条第1項(3)の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（変更交付決定通知）

第7条 財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等変更交付決定通知書（様式第7号）によるものとする。

(状況報告)

第8条 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書（様式第8号）により、別に定める期日までに提出するものとする。

(補助金の概算払等)

第9条 財務規則第258条第2項及び第3項の規定による概算払又は同条第4項の規定による前金払をことができる補助金等の概算払、又は前金払の限度額及び交付時期は別表第3に定めるとおりとする。

2 補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第9号）に請求書（様式第12号）を添えて提出するものとする。

(実績報告書)

第10条 財務規則第255条に規定する補助事業等の実績の報告は、補助事業等実績報告書（様式第10号）によりすみやかに提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書 (別に定める)
- (2) 収支精算書 (様式第11号)
- (3) その他知事が必要とし提出を求める書類  
(補助金等の請求)

第11条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、前条の実績報告に合わせて請求書（様式第12号）を提出するものとする。

(補助金等の額の確定)

第12条 財務規則第256条の規定により、書類の審査及び現地調査等を行い、交付決定の内容及び条件に適合すると認めたときは、補助金等の額を確定するものとし、すでに行つた交付の決定の変更を要するときは、補助金等確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

(増築等に伴う手続)

第13条 補助事業者は、補助事業で取得した財産を処分期限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築届出書（様式第14号）により、知事に届け出るものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は1件の取得価格が50万円を超える財産とする。

ただし、当該補助事業等の完了後「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第15号）によるものとし、申請に当たっては事前に協議するものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合は、補助事業者に対して、残存簿価、時価評価額又は財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）のいずれか高い金額に、補助率を乗じて得た額の納付を命ずることができる。

4 前項の規定は、補助事業者の責めに期すことができない、やむを得ない事由による取り壊し又は廃棄の場合は、適用しない。

（手続の一部省略）

第15条 財務規則第263条の規定により、手続の一部を省略することができる補助金等は、別表第4に定めるとおりとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

#### 附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

## 水産漁港課関係補助金等の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	国庫 県単別	補助金等の 率又は額	補助事業者	申請書 提出期限	実績書及び 精算書提出期限	提出先及び 経由機関
水産物供給基盤整備事業費補助金	市町村が行う水産物供給基盤整備事業を促進する。(事業規模3億円を超える20億円以下)	水産物供給基盤整備事業	国庫	補助対象経費の1/2以内	市町村	別に定める日	事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日	水産漁港課
漁業集落環境整備事業費補助金	市町村が行う漁業集落環境整備事業を促進する。	漁業集落環境整備事業	国庫	補助対象経費の1/2以内	〃	〃	〃	〃
水産物供給基盤機能保全事業費補助金	市町村が行う水産物供給基盤機能保全事業を促進する。	水産物供給基盤機能保全事業	国庫	補助対象経費の1/2以内	〃	〃	〃	〃
	市町村が行う漁港施設機能強化事業を促進する。	漁港施設機能強化事業	国庫	補助対象経費の1/2以内	〃	〃	〃	〃
	市町村が行う漁港機能増進事業を促進する。	漁港機能増進事業	国庫	補助対象経費の1/2以内	〃	〃	〃	〃
漁村再生交付金	市町村が行う漁村の再生に必要な整備事業を促進する。	漁村再生交付金事業	国庫	補助対象経費の1/2以内	〃	〃	〃	〃
海岸環境整備事業費補助金	市町村が行う海岸環境整備事業を促進する。	海岸環境整備事業	国庫	補助対象経費の1/3以内	〃	〃	〃	〃

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	国庫 県単別	補助金等の 率又は額	補助事業者	申請書 提出期限	実績書及び 精算書提出期限	提出先及び 経由機関
海岸保全施設整備事業費補助金	市町村が行う漁港海岸保全施設整備事業を促進する。	海岸保全施設整備事業	国庫	補助対象経費の1/2以内(国1/2)	市町村	別に定める日	事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日	水産漁港課
	市町村が行う漁港施設機能増進事業を促進する。	〃	国庫	〃	〃	〃	〃	〃
漁港関係災害関連事業補助金	市町村が行う漁港関係災害関連事業を促進する。	漁港関係災害関連事業	国庫	補助対象経費の1/2以内	〃	〃	〃	〃
漁港漁村活性化対策事業費補助金	漁港における遊漁船対策や高齢化に対応した軽労化施設や浚渫を行い漁港高度利用を図る。	漁港漁村活性化対策事業	国庫	補助対象経費の50～65%以内(国50、県0～15%)	市町村 漁業協同組合	〃	〃	〃
漁業人材育成総合対策事業費補助金	被雇用により就業を目指す者が、速やかに漁業経営体に就職し、定着が図られるよう、職務訓練的な研修を支援する。	秋田の漁業人材育成総合対策事業(雇用型研修)	県単	定額	漁業経営体	〃	〃	〃

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	国庫 県単別	補助金等の 率又は額	補助事業者	申請書 提出期限	実績書及び 精算書提出期限	提出先及び 経由機関
水産物利活用支援事業費補助金	漁業者による漁獲物の鮮度保持や、加工業者等による未・低利用資源を用いた商品開発等の取組を支援する。	ブランド水産物創出支援事業	県単	ハード事業： 補助対象経費の1/3以内 ソフト事業： 定額(上額500千円)	漁業者、漁業者団体、漁業協同組合、食品事業者等	別に定める日	事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日	水産漁港課
水産物オンライン販売推進事業費補助金	オンライン販売用商品のブラッシュアップや県産水産物PRの取組を支援する。	とれ高向上！漁師直売推進事業 (オンライン販売実施者支援)	県単	補助対象経費の1/2以内	秋田県水産物オンライン販売推進協議会等	"	"	"
	漁師直売の実施に向けた試行等の取組に対し支援する。	" (漁師直売支援)	県単	定額(上限500千円)	漁業者グループ等	"	"	"
ふ化放流によるハタハタ資源増大事業費補助金	漂着卵等を利用したふ化放流活動に要する費用に対し助成する。	秋田のハタハタ漁業振興事業	県単	"	漁業者、漁業協同組合	"	"	"
秋田版蓄養殖フロンティア事業費補助金	漁港内静穏域等を活用して新たに蓄養殖に取り組む漁業者グループ等を対象とし、取り組みに必要な経費を補助する。	秋田版蓄養殖チャレンジ事業	県単	補助対象経費の2/3以内	漁業者グループ、漁業協同組合、水産関係事業者等	"	"	"

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	国庫 県単別	補助金等の 率又は額	補助事業者	申請書 提出期限	実績書及び 精算書提出期限	提出先及び 経由機関
水産多面的機能発揮対策交付金	水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮を目的として、母藻の設置、食害生物の除去、岩盤清掃、浮遊・堆積物の除去、河川清掃等の活動に対し助成する。	水産多面的機能発揮対策交付金	県単	「水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用」第2の規定により地域協議会が活動組織に対し水産多面的機能発揮対策の活動費を交付するのに要する経費の1/4以内	地域協議会	別に定める日	事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は事業完了の日が属する年度の3月31日のいづれか早い日	水産漁港課
		水産多面的機能発揮対策推進事業	国庫	「水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱」第6の3の規定により行う事業に要する経費の10/10以内(国10/10)	市町村	〃	〃	〃
内水面水産業振興事業費補助金	河川や川魚に親しむ機会を創出するため、釣り大会等の遊漁イベントの取組に対し支援する。	湧き上がり！内水面漁業活性化事業	県単	補助対象経費の1/2以内	内水面漁業協同組合連合会、内水面漁業協同組合等	〃	〃	〃

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	国庫 県単別	補助金等の 率又は額	補助事業者	申請書 提出期限	実績書及び 精算書提出期限	提出先及び 経由機関
水産物流通機能強化支援事業費補助金	燃料価格の高騰により流通コストが増加し、仲買人による競売の落札価格が低迷していることから、魚価向上に向け、産地市場における市場施設の環境改善を支援する。	水産物流通機能強化支援事業	国庫	補助対象経費の1/2以内	漁業協同組合	別に定める日	事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日	水産漁港課
次世代型漁業転換推進事業費補助金	魚種や漁場の変化に対応し、持続可能な漁業生産を維持するため、漁獲対象魚種・漁法の複合化や転換に必要となる新たな漁具や機器等の導入を支援する。	秋田版次世代型漁業構築事業	国庫 ・ 県	補助対象経費の1/3以内 (新規就業者については1/2以内)	漁業者	〃	〃	〃

別表第2

## 軽微な変更

補助金等の名称	経費の配分の変更 下記に掲げる変更以外の変更	事業の内容の変更 下記に掲げる変更以外の変更
別表第1に掲げるすべての補助金等	補助対象事業費の30%を超える増減	事業量の20%を超える増減
水産物供給基盤事業費補助金	国が定める水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号）第8(2)に準じる	国が定める水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号）第8(1)に準じる
漁業集落環境整備事業費補助金		
水産物供給基盤機能保全事業費補助金		
海岸保全施設整備事業費補助金	国が定める漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱（昭和32年7月4日付け32水港第3683号）第7(2)に準じる	国が定める漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱（昭和32年7月4日付け32水港第3683号）第7(1)に準じる
海岸環境整備事業費補助金		
漁港関係災害関連事業補助金	国が定める漁港関係災害関連事業等補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号）第6(2)に準じる。	国が定める漁港関係災害関連事業等補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号）第6(1)に準じる。
漁港漁村活性化対策事業費補助金	国が定める水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成31年3月27日付け30水港第2588号）第10に準じる	同左

別表第3

## 概算払（前金払）する補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	概算払する率又は額	交付時期
水産物供給基盤整備事業費補助金	水産物供給基盤整備事業	市町村 漁業協同組合	出来高が補助事業費の5/10以上ある場合において出来高に相当する補助金額の9/10を限度とする額	補助金等概算払申請書の提出があったとき
漁業集落環境整備事業費補助金	漁業集落環境整備事業	市町村		
水産物供給基盤機能保全事業費補助金	水産物供給基盤機能保全事業	市町村		
	漁港施設機能強化事業	市町村		
	漁港機能増進事業	市町村		
漁村再生交付金	漁村再生交付金事業	市町村		
海岸保全施設整備事業費補助金	海岸保全施設整備事業	市町村		
海岸環境整備事業費補助金	海岸環境整備事業	市町村		
	漁港機能増進事業	市町村		
漁港関係災害関連事業等補助金	漁港関係災害関連事業等	市町村		
漁港漁村活性化対策事業費補助金	漁港漁村活性化対策事業	市町村		

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	概算払する率又は額	交付時期
水産多面的機能発揮対策交付金	水産多面的機能発揮対策交付金	地域協議会	交付決定額の10/10を限度とする額	補助金等概算払申請書の提出があったとき
	水産多面的機能発揮対策推進事業	市町村		
水産物利活用支援事業費補助金	ブランド水産物創出支援事業	漁業者、漁業者団体、漁業協同組合、食品事業者等		
水産物オンライン販売推進事業費補助金	とれ高向上！漁師直売推進事業	秋田県水産物オンライン販売推進協議会、漁業協同組合、漁業者グループ等		
漁業人材育成総合対策事業費補助金	秋田の漁業人材育成総合対策事業（雇用型研修）	漁業経営体		
ふ化放流によるハタハタ資源増大事業費補助金	秋田のハタハタ漁業振興事業	漁業者、漁業協同組合		
秋田版蓄養殖フロンティア事業費補助金	秋田版蓄養殖チャレンジ事業	漁業者グループ、漁業協同組合、水産関係事業者等		
内水面水産業振興事業費補助金	湧き上がれ！内水面漁業活性化事業	内水面漁業協同組合連合会、内水面漁業協同組合等		
次世代型漁業転換推進事業費補助金	秋田版次世代型漁業構築事業	漁業者		

別表第4

## 手続の一部を省略できる補助金

補 助 金 等 の 名 称	手續を省略できる書類
水産物供給基盤整備事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
漁業集落環境整備事業費補助金	
水産物供給基盤機能保全事業費補助金	
漁村再生交付金	
海岸保全施設整備事業費補助金	
海岸環境整備事業費補助金	
漁港関係災害関連事業補助金	
漁港漁村活性化対策事業費補助金	
漁業人材育成総合対策事業費補助金	
水産多面的機能発揮対策交付金	
水産物利活用支援事業費補助金	
水産物オンライン販売推進事業費補助金	
ふ化放流によるハタハタ資源増大事業費補助金	
秋田版蓄養殖フロンティア事業費補助金	
内水面水産業振興事業費補助金	
水產物流通機能強化支援事業費補助金	
次世代型漁業転換推進事業費補助金	

別表第5

## 交付決定前着工又は着手できる補助金等の種類

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	摘要
漁業集落環境整備事業費補助金	漁業集落環境整備事業	市町村	様式第4の2号
漁村再生交付金	漁村再生交付金事業	市町村	
海岸保全施設整備事業費補助金	海岸保全施設整備事業	市町村	
海岸環境整備事業費補助金	海岸環境整備事業	市町村	
水産物オンライン販売推進事業費補助金	とれ高向上！漁師直売推進事業	秋田県水産物オンライン販売推進協議会、漁業協同組合、漁業者グループ等	

様式第1号 補助金等交付申請書（第2条第1項）

(A4判)

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事 あて

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名）印

補助金等の交付について（申請）

年度において次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助金等の使用目的

3 補助事業等の種類

4 補助金等申請額

5 補助事業等の実施期間 交付決定のあった日 年 月 日

6 事業実施計画書（別紙）

7 収支予算書（別紙）

注（1）1及び3は、要綱別表第1に掲げる事項と同一のものであること。

（2）2は、要綱別表第1に掲げる「補助金等交付の目的」の事項を参考にして記入すること。

## 様式第2号 収支予算書（第2条第2項（2）、第6条第2項（2））

(A4判)

## 収支予算書

## 収入の部

(単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

## 支出の部

(単位：円)

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

様式第3号 補助金等交付決定通知書（第4条）

(A4判)

指令文一

年 月 日

補 助 事 業 者 様

秋田県知事

印

年 月 日付けで申請のあった補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

交付決定額の内訳

補助対象事業	事業費総額	交付決定額		自己負担
		国費	県費	

2 補助事業の目的

3 交付条件

着手(完了)届

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事 あて

補助金等の名称

(地区名)

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名) ,

次のとおり着手(完了)しましたからお届けします。

1 補助金等交付決定通知年月日 年 月 日 指令水一  
及び指令番号

2 補助事業等の種類

3 着手(完了)年月日 年 月 日

様式第4の2号 交付決定前着(手)工届 (第5条)

(A4判)

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事 あて

団体名

代表名 職 氏名

〇〇年度▲▲▲▲事業に係る交付決定前着(手)工届について (報告)

〇〇年度に交付対象計画として承認された次の事業について、下記条件を了承の上、  
補助金交付決定前に着(手)工したいので届け出します。

- 1 事業名
- 2 事業内容
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着(手)工予定年月日
- 6 竣工予定年月日
- 7 着(手)工をする理由
- 8 補助金交付決定前着(手)工の条件

- (1)交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- (2)交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3)当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと。

変更承認申請書

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事 あて

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名)

印

年 月 日付け指令文一 で交付決定を受けた補助事業等について次のとおり  
変更（中止・廃止）したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 変更（中止・廃止）理由

3 交付決定額 円

4 変更申請額 円

5 事業変更実施計画書（別紙）

6 収支予算書（別紙）

注 ① 変更事業計画及び変更経費は、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

② 記載方法は黒二段書きとし、当初計画を上段（ ）書きで、変更計画を下段に記載すること。

## 実施状況報告書

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事 あて

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名)

年 月 日付け指令文一 によって交付決定を受けた補助事業等が  
実施期間内に完了（遂行）が困難となったので指示されるよう報告します。

1 補助金等の名称

2 交付決定額 円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由（事業遂行状況）

様式第7号 補助金等変更交付決定通知書（第7条）

(A4判)

指令文一

年 月 日

補 助 事 業 者 様

秋田県知事 印

年 月 日付け指令文一 をもって通知した補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付決定を次のとおり変更することに決定したので、秋田県財務規則第252条の規定により通知します。

1 変更（取消し）する事項

2 変更（取消し）の範囲

3 変更（取消し）の理由

4 変更（取消し）による新たな条件

交 付 額

項 目	変 更 前				変 更 後			
	事業費	補助金	内 訳		事業費	補助金	内 訳	
			国費	県費			国費	県費

1. 記載する事項は、不要部分を省略すること。

様式第8号 補助事業等遂行状況報告書（第8条）

(A4判)

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事

あて

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名）

補助事業等の実施状況について（報告）

秋田県財務規則第253条に基づき、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助金交付決定額                           円
- 4 交付決定年月日                           年   月   日
- 5 交付決定書の指令番号 指令
- 6 実施状況

補 助 事 業 名	年 間 計 画			月 日 現在実施状況			進捗率	着 手 年月日	完 了 予 定 年月日	備 考
	事業量	事業費	補助金等交付 決 定 額	事業量	事業費	補助金 受領額				
		円	円		円	円	%			

様式第9号 補助金等概算払（前金払）申請書（第9条第2項）

(A4判)

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事 あて

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名）

補助金等の概算払（前金払）について（申請）

年 月 日付け指令文一 により補助金等の交付の決定を受けましたが、  
補助金等交付の決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますから、  
補助金等の概算（前金）払を受けたく申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 補助金等の決定額 円

5 既受領額 円

6 今回請求額 円

7 概算払（前金払）申請理由

様式第10号 補助事業等実績報告書（第10条）

(A4判)

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事 あて

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名）

補助事業等の実績について（報告）

秋田県財務規則第255条の規定に基づき、補助事業等の実績を次のとおり報告します。

なお、補助金未受領額 円の支払を受けたく請求します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 円

4 補助金等実績額 円

5 差引増減額 円

6 交付決定年月日 年 月 日

7 交付決定通知書指令番号 指令文一

8 補助事業等完了日 年 月 日

9 事業実績報告書（別紙）

10 請負及び竣工検査調書（別紙）

11 収支精算書（別紙）

12 財産調書（別紙）

※補助事業等の事業実績書及び収支精算書については別紙により添付のこと。

## 様式第11号 収支精算書（第10条第2項（2））

(A4判)

## 収支精算書

## 収入の部

(単位：円)

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

## 支出の部

(単位：円)

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

## 請 求 書 (概算払・前金払)

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事 あて

債権者

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名)

次のとおり請求します。

請 求 金 額 ¥ \_\_\_\_\_

内 訳	契 約 (指令) 金 額	¥ _____
	前回までの受領額	¥ _____
	今回請求額	¥ _____
	今後請求予定額	¥ _____

経費の内訳

( 年 月 日付け指令文による補助金等 )

支 払 方 法	口座振替払 ・ 隔地払 ・ その他 ( )	
口 座 振 替 払 の 振 込 銀 行 及 び	銀行 支店(店番: )	普・当
口 座 番 号	_____	
口座名義人(カタカナで記載)	_____	
隔 地 払 の 支 払 場 所	銀行 支店	
摘要 本件の責任者及び担当者並びに連絡先		
( 住所 ) (名称、担当者職氏名)		
(電話番号) (メールアドレス)		

様式第13号 補助金等確定通知書（第12条）

(A4判)

(記号及び番号)

年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事

年度 補助金

の額の確定について（通知）

年 月 日付け — で実績報告がありましたこの補助金については、  
その金額を金 円に確定したので、秋田県財務規則第256条の規定により通知します。

様式第14号 補助事業で取得した施設等の増改築届出書（第13条）

(A4判)

補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事あて

住所（法人にあっては事務所の所在地）

氏名（法人にあっては代表者職氏名）

平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇事業において取得又は効用が増加した施設等を増（改）築（模様替え）したいので、次のとおり届け出ます。

1 施設の増改築等（模様替え）の理由

〇〇〇〇〇〇・・・・・

2 増改築等（模様替え）を実施する施設の概要

（1）施設等の所在地〇〇市〇〇〇〇

（2）施設の構造、規格、規模等〇〇〇〇施設木造平屋建て〇〇〇m<sup>2</sup>

（3）事業費（全体）〇〇〇,〇〇〇円

補助金額〇〇〇,〇〇〇円

その他負担額〇〇〇,〇〇〇円

（4）取得年月日

3 増改築等（模様替え）の概要

（1）増改築（模様替え）施設等

（例）増築〇〇〇の増築〇〇m<sup>2</sup>

（例）増設〇〇〇の設置〇〇個／日処理

（2）増改築等（模様替え）に係る事業費〇〇〇,〇〇〇円

（3）工期着工予定期〇〇年〇〇月〇〇日

完成予定期〇〇年〇〇月〇〇日

（4）増改築等（模様替え）の効果

〇〇〇〇〇〇〇・・・・・

[添付資料]

1 建物平面図及び側面図、増設配置図並びに見積書

2 現況写真

3 その他知事が必要と認める書類

取得財産目的外処分承認申請書

(記号及び番号)

年 月 日

秋田県知事 あて

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあっては代表者職氏名) ,

補助事業等により取得(効用の増加)した財産を次のとおり目的外に処分することについて承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助事業等実施年度
- 4 財産の制限期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 5 目的外処分の内容

(注) 5. 目的外処分の内容については、補助金等交付の目的に反して、使用・譲渡・交換  
・貸付の場合等に分けて記載すること。  
(記載様式については各目的の実情に応じて定めること)